

## 福井県人権施策推進審議会 書面開催結果報告

1 開催日 令和5年3月16日(木)

2 出席委員

藤井健夫会長、岩崎博道委員、朝日恵子委員、荒木保博委員、  
歸山美智栄委員、加藤錦霞委員、加藤まどか委員、塩野宏委員、  
高澤輝美委員、辻尚子委員

3 議 題

人権問題に関する県民意識調査の結果について

4 ご意見・ご質問

[委員]

アンケートには大きな労力が必要である。報告書も出来るだけ多くの方の  
眼に触れると良いと思う。無作為抽出だから報道を通して結果が出たことを  
広く周知して資料の欲しい人は申し込むようにする。その時は、資料1(主な  
結果)を送れば良い。詳しく閲覧できる機関名も明記する。

(事務局)

人権問題に関する県民意識調査の結果は、県ホームページで基礎データ  
も含めて公開し、多くの県民に利用していただけるようにいたします。

[委員]

啓発広報活動の必要性を感じた。特に「ヘイトスピーチ解消法」は、今後ま  
すます社会の国際化が進む中で多文化共生の意識をはぐくむ必要がある。

(事務局)

人権フェスティバルなどのイベントや各種セミナーの開催など、啓発  
の機会を活用して「ヘイトスピーチ解消法」について啓発していきます。

[委員]

「問1 あなたは『今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である』  
と思いますか。」という質問に対して、R4年の結果(10.7%)はH27  
年(15.1%)に比べると低下している。その背景に何があるのか知りたい。

(事務局)

過去の調査結果と比較すると、前々回(H20年)、前回(H27年)、今  
回(R4)と、「そう思う」という回答が徐々に低くなっています。近年、イ

ンターネットにおける誹謗中傷等が社会問題化し、多くの県民の眼に触れる機会が増えてきたことにより、人権問題に対する感度（意識）が高まってきたということも、低くなった要因の一つと考えています。

[委員]

問3の「これまでにあなたやあなたのご家族が受けた人権侵害」において、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」や「学校のいじめ」、「パワーハラスメント」いずれも増えていることはとても残念に思う。パワーハラスメント委員会は学校、会社など設置していると思うが、役割を果たしているのか。

(事務局)

企業におけるハラスメントの相談に関して事実確認等を行うハラスメント委員会については、法律上必ずしも設置を求められているものではありませんが、企業内において適切な相談対応の仕組みが整備されていることが重要と考えています。福井労働局と協力して企業の体制整備を促すとともに、県や国の相談窓口においても困りごとや悩みに対応していきます。

福井県の学校には、「パワーハラスメント委員会」はありません。ただし、福井県では、「ハラスメントの防止に関する指針」（令和3年4月1日改正）を定めており、それに基づいて適切な対応に努めています。

県では、ハラスメントに関する相談や苦情を受け付けるための窓口を設置しています。相談があった場合、県立学校では、まず管理職が聞き取りを行います。悪質な内容の場合、県が出向き調査・対応をします。小中学校の教職員については、市町教育委員会に相談することもできます。県として相談窓口の周知をしていきます。

[委員]

「問15 日本に居住している外国人に関しどのような人権問題が起きていると思うか。」という質問に対して、「就職・職場で不利な扱いを受けていること」はR4年国調査より県調査の方が16.7%も高くなっている。いろんな分野が人材を確保する現在、この結果はとても残念に思う。外国人は地方で能力発揮するのが難しいかもしれない、この環境を改善する可能性はあるか。

(事務局)

外国人材は地域の経済・産業を支える重要な担い手となっていると考えています。県では、企業が外国人材を受入れる際の就業・生活環境整備にかかる経費の支援を行うとともに、外国人材と共生できる職場づくりをテーマとしたセミナー等を実施しています。引き続き、このような取組を着実に実施し、地域において外国人材がその能力を発揮、活躍できる環境づくりを進めていきます。

また、日本人も外国人もともに交流・協働する多文化共生社会を目指して

おり、外国人の方々が能力発揮できる環境とすべく、異文化理解講座の開催や広報等を通じて、外国人・県民がお互いの国の文化や習慣を理解できるよう周知していきます。また、「ふくい外国人相談センター」で各種相談を受け付けているので、必要が生じた際はご利用いただきたい。

#### [委員]

「問1 あなたは『今の日本は、基本的人権が尊重されている社会である』と思いますか。」という質問に対して、「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」という回答は、職業別で見ると、「臨時・パート・アルバイト」(60.6%)が最も低くなっている。(報告書P5:以下、報告書という記載は略)

「問3(1) これまでに、あなたやあなたのご家族が人権侵害を受けたことがありますか。」という質問に対して、職業別で見ると「臨時・パート・アルバイト」では、26.8%が「ある」と回答している。(P10) また、「(2)それはどのような人権侵害ですか。」という質問に対して、職業別で見ると「臨時・パート・アルバイト」では、「パワーハラスメント」が最も高くなっている。(P12) さらに「問3(3)(2)に記載していただいた内容について、過去5年間に限ると、どのような人権侵害を受けたことがありますか。」という質問に対して、職業別で見ると「臨時・パート・アルバイト」では、「職場での嫌がらせ」が最も高くなっている。(P14)

このような調査結果から、職場で「臨時・パート・アルバイト」という弱い立場で働いている人たちが、「パワーハラスメント」などの被害にあいやすいことが推察される。非正規社員に対するパワハラ防止のための啓発活動や、パワハラ被害を受けた人に対する救済や支援の取り組みに力を入れることが必要であると思われる。

#### (事務局)

パワーハラスメントをはじめとする職場におけるハラスメント防止について、ホームページで周知するとともに、労働相談窓口を設置し、SNS等も活用し周知に努めています。

また、人権センターでも、「パワーハラスメント」や「職場での嫌がらせ」等について、人権相談や弁護士相談等を実施しており、引き続き相談窓口の周知をしていきます。

#### [委員]

「問20 あなたは性的マイノリティについてどのような考えやイメージをもっていますか。」という質問に対して、回答を年齢別に見ると、18~29歳の若い世代では、「性の多様性として認める必要がある」という回答が多い(53.4%)のに対して、60~69歳では45.3%、70歳以上では32.2%と少なくなっています。「特に注目されている一部の人のことで、身近な問題ではない」という回答は、18~29歳では2.7%であるのに対

して、60～69歳では18.5%、70歳以上では19.4%と多くなっています。また「理解ができない」という回答は、18～29歳では4.1%であるのに対して、60～69歳では7.5%、70歳以上では17.4%と多くなっている。(P56)

この調査結果には、性的マイノリティに対する考え方が、年齢層によって異なることが現れていると思う。そのため、特に高齢の方々の理解を促すための啓発活動に力を入れる必要があるのではないかと思った。

「問31(1) 県・市町では、人権に関する取組みとして、下記のような啓発活動を行っておりますが、あなたは、このような人権に関する啓発活動を知っていますか、または、啓発活動に参加したことがありますか。」という質問に対して、「知らない(参加したことがない)」という回答は、51.3%となっている。(P85) 年齢別で見ると、「知らない(参加したことがない)」は、18～29歳で最も高く65.8%となっている。(P88)

「問32 県内において、人権啓発を推進するためには、あなたは県民に対してどのような啓発広報活動が効果的であると思いますか。」という質問に対して、全体としては高い順に、「テレビ・ラジオ」47.2%、「新聞・雑誌」31.3%、「広報誌・パンフレット・ポスター」31.0%、「インターネット」28.8%等となっている。(P95) 年齢別で見ると、18～29歳では「インターネット」が最も高くなっている。(P96)

「テレビ・ラジオ」「新聞・雑誌」「広報誌・パンフレット・ポスター」での啓発広報活動に引き続き取り組んでいただくと同時に、啓発活動について「知らない(参加したことがない)」という回答が多い若い世代に向けて、「インターネット」による啓発広報活動に力を入れていくと良いのではないかと思う。

また、「問31(2) どのような理由で参加しませんでしたか。」という質問に対しては、全体としては、高い順に「気軽に参加しにくいので参加しなかった」(28.1%)、「関心がないので参加しなかった」(28.1%)、「時間や場所の問題で参加できなかった」(27.9%)となっている。(P91) 年齢別にみると、「気軽に参加しにくいので参加しなかった」は18～29歳(40.0%)が高い(P92)、となっているので、若い人たちが気軽に参加できるような、魅力的な啓発活動を企画していただくと、より参加率が上がるのではないかと思う。また、「時間や場所の問題で参加できなかった」は50～59歳(40.8%)が高くなっている。(P92) とあるので、忙しい50代でも参加しやすいように時間や場所を考えていくと良いのではないかと思った。

(事務局)

人権フェスティバルや各種セミナー等の啓発事業の実施にあたっては、集合形式での開催だけでなく、インターネットで配信するなど、対象者の年代や職業等に合わせた実施方法を選択することが大切であると考えており、委員のご意見を参考に、令和5年度以降の事業に調査結果を反映し

たいと考えています。

[委員]

人権意識は、常に私達県民が考えていける環境が準備されていなければならない。今回の県民意識調査は、今を生きる人間として考えさせられる内容が多く参考になった。

[委員]

社会の変容の中で、他者の個性を認め合う意識が向上していることが、調査結果から感じられる。

この結果を、様々な機会に出向いて、今まで以上に広く県民に知らせるとよいと思う。その際、世界、あるいは他県の同様のデータと合わせ、比較しやすいようにするとよいと思う。

人権課題の解決に向けて、「学校等での人権教育を充実する」という回答が多く、教育現場の果たす役割が大きいことが分かる。交流学习や専門機関等による外部の力を借りた学習等、さらなる学びの工夫が求められる。

同時に、大人には、「学びのチャンスが無い」「意識がなかなか変わらない」という現状があると感じる。大人、高齢者が参集する場を利用し、プレゼンテーション・研修・講習等を積極的に行うとよいと思う。

(事務局)

県では人権教育指導者研修会を実施しており、特に夏の人権教育指導者研修会は録画配信となっています。録画配信期間中はDVDの貸出もしているため、市町や学校等でパブリックビューイングをしていただくことも可能です。そのことを周知していきたいと考えています。

17市町に人権問題社会教育指導員を設置しています。その方を中心に、各市町において、大人・高齢者向けのプレゼンテーション・研修・講習を行っていただくように呼びかけたいと考えています。

調査結果については、県ホームページで公開するほか、啓発チラシに掲載して、人権イベントや各種セミナー、出前講座など、啓発や研修の際に活用するとともに、調査結果を十分分析して今後の施策につなげていきます。

[委員]

「問9 障がい者に関し、あなたは現在どのような人権問題が起きていると思いますか。」という質問の結果は、回答者の障がい者に関する実際に体験したことやイメージが反映されていると思うので実際の状況とはやや異なる可能性もあると思うが…

障がい者に関する意識は、ソフト面、ハード面での環境の整備が整えば結果的に人の意識を変えるのではないかと思う。

一つ目は障がい者が健常者と変わらない程度の生活の不便を感じない物理

的な環境の整備、二つ目は障がい者と健常者が一緒にいることが自然な環境にすることが必要と思う。

人は「知らないこと、触れ合ったことがないこと」に対して不安や偏見をもつので、日頃から多様な人が身近にいること、そのためには障がい者が制限なく行動できる物理的な環境整備がもっと進むといいと思う。

(事務局)

共生社会の実現に向け、バリアフリーの推進や、障がい者差別の解消に向けた心のバリアフリーの推進に取り組んでまいります。